

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第3条中「(10)高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線」を「(10)高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線」に、「(12)高速自動車国道近畿自動車道尾鷲勢和線」を「(12)高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線」に改める。

第4条中「別紙1-76」を「別紙1-79」に改める。

第5条中「別紙1-76」を「別紙1-79」に改める。

第13条中「別紙1-76」を「別紙1-79」に改める。

別紙1-32を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

(神奈川県海老名市大谷から神奈川県海老名市今里まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市大谷 から
神奈川県海老名市今里 まで

(ロ) 延 長 2.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 大谷 から 神奈川県海老名市 今里 まで	120	2.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.60メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県海老名市 大谷 から 神奈川県海老名市 今里 まで	6 車線	6 車線	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

12,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 4 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13,859 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13,190 百万円)(消費税込み)

別紙 1 - 7 1 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

88,131 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

89,011 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 富士吉田線	東京都府中 市小柳町から 東京都府中 市是政まで	都道川崎府 中線及び市 道中央道側 道	東京都府中 市小柳町及 び東京都府 中市是政	立体接続	平成21年 9月5日	平成24年 7月31日	1,808百万円	1,955百万円	—	本線 直結型
中央自動車道 西宮線	滋賀県愛知 郡愛荘町松 尾寺	県道湖東三 山インター線	滋賀県愛知 郡愛荘町松 尾寺	立体接続	平成21年 9月5日	平成26年 3月30日	1,087百万円	1,197百万円	—	秦荘 PA
中央自動車道 長野線	長野県松本 市島内から 長野県安曇 野市豊科高 家まで	市道8087号 及び市道豊 科3531線	長野県松本 市島内及び 長野県安曇 野市豊科高 家	立体接続	平成21年 9月5日	平成22年 9月30日	514百万円	548百万円	—	梓川 SA
第一東海自動車道	愛知県名古屋 市守山区下 志段味から愛知 県名古屋市守 山区深沢まで	市道守山 パーキングエ リア線	愛知県名古屋 市守山区 下志段味	立体接続	平成21年 9月5日	平成26年 9月30日	3,219百万円	3,581百万円	—	守山 PA

別紙 1 - 7 6 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東海北陸自動車道(飛騨白川PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

岐阜県大野郡白川村飯島

(3) 工事予算

—

(3) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 8 月 31 日

2. 工事に要する費用に係わる債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東海北陸自動車道(西尾張IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県一宮市大和町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道岐阜稲沢線	愛知県一宮市 大和町	立体接続	西尾張インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

760 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

828 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 815 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

(岐阜県郡上市白鳥町那留から岐阜県高山市清見町夏厩まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市白鳥町那留 から
岐阜県高山市清見町夏厩 まで

(ロ) 延長 40.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
岐阜県郡上市白鳥町那留 から 岐阜県高山市清見町夏厩 まで	80	40.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岐阜県郡上市白鳥町那留 から 岐阜県高山市清見町夏厩 まで	4車線	4車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として白鳥～高鷲2.0m、高鷲～飛驒清見3.0m拡幅する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

89,000 百万円(消費税込み)

(うち工事費 84,644百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日
②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 30 日
(一部完成 平成24年度)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

98,612 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込)

年度	債務引受限度額
H 1 8	32,560百万円
H 1 9	26,050百万円
H 2 0	20,908百万円
H 2 1	21,137百万円
H 2 2	20,387百万円
H 2 3	21,445百万円
H 2 4	24,175百万円
H 2 5	27,125百万円
H 2 6	28,960百万円
H 2 7	31,474百万円
H 2 8	32,602百万円
H 2 9	33,758百万円
H 3 0	34,996百万円
H 3 1	35,942百万円
H 3 2	36,859百万円
H 3 3	38,219百万円
H 3 4	38,617百万円
H 3 5	39,094百万円
H 3 6	39,670百万円
H 3 7	40,559百万円
H 3 8	40,154百万円
H 3 9	40,293百万円
H 4 0	40,758百万円
H 4 1	40,801百万円
H 4 2	41,610百万円
H 4 3	40,999百万円
H 4 4	41,887百万円
H 4 5	40,660百万円
H 4 6	40,735百万円
H 4 7	40,730百万円
H 4 8	40,693百万円
H 4 9	40,957百万円
H 5 0	40,920百万円
H 5 1	40,776百万円
H 5 2	40,811百万円
H 5 3	40,913百万円
H 5 4	41,111百万円
H 5 5	41,199百万円
H 5 6	40,833百万円
H 5 7	40,854百万円
H 5 8	40,736百万円
H 5 9	40,772百万円
H 6 0	40,983百万円
H 6 1	40,723百万円
H 6 2	24,737百万円

上記記載の債務引受限度額については、平成22年度までの期間において、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 5 を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	472,195百万円	156,938百万円	307,137百万円	81,338百万円	225,799百万円
H 1 9	482,966百万円	174,802百万円	342,904百万円	90,810百万円	252,094百万円
H 2 0	466,881百万円	170,283百万円	334,674百万円	88,630百万円	246,044百万円
H 2 1	355,494百万円	128,200百万円	250,751百万円	66,405百万円	184,346百万円
H 2 2	345,723百万円	124,718百万円	243,961百万円	64,607百万円	179,354百万円
H 2 3	428,115百万円	155,771百万円	305,159百万円	80,814百万円	224,345百万円
H 2 4	443,239百万円	159,933百万円	314,496百万円	83,287百万円	231,209百万円
H 2 5	448,918百万円	159,943百万円	316,450百万円	83,804百万円	232,646百万円
H 2 6	454,623百万円	160,537百万円	319,444百万円	84,597百万円	234,847百万円
H 2 7	461,603百万円	162,097百万円	322,658百万円	85,448百万円	237,210百万円
H 2 8	461,999百万円	161,525百万円	322,239百万円	85,338百万円	236,901百万円
H 2 9	461,669百万円	160,771百万円	321,113百万円	85,039百万円	236,074百万円
H 3 0	525,595百万円	180,757百万円	368,246百万円	97,521百万円	270,725百万円
H 3 1	532,619百万円	182,555百万円	372,806百万円	98,729百万円	274,077百万円
H 3 2	537,507百万円	183,853百万円	375,810百万円	99,524百万円	276,286百万円
H 3 3	534,190百万円	181,698百万円	372,260百万円	98,584百万円	273,676百万円
H 3 4	534,811百万円	181,574百万円	372,457百万円	98,636百万円	273,821百万円
H 3 5	536,951百万円	182,201百万円	373,702百万円	98,966百万円	274,736百万円
H 3 6	535,185百万円	181,370百万円	371,946百万円	98,501百万円	273,445百万円
H 3 7	534,660百万円	180,934百万円	370,854百万円	98,212百万円	272,642百万円
H 3 8	534,517百万円	180,998百万円	371,081百万円	98,272百万円	272,809百万円
H 3 9	535,876百万円	181,429百万円	371,994百万円	98,514百万円	273,480百万円
H 4 0	533,894百万円	180,583百万円	370,158百万円	98,028百万円	272,130百万円
H 4 1	534,002百万円	180,559百万円	370,201百万円	98,039百万円	272,162百万円
H 4 2	533,595百万円	180,078百万円	369,293百万円	97,799百万円	271,494百万円
H 4 3	532,879百万円	180,072百万円	369,209百万円	97,776百万円	271,433百万円
H 4 4	528,245百万円	178,002百万円	365,062百万円	96,678百万円	268,384百万円
H 4 5	525,710百万円	177,581百万円	364,074百万円	96,416百万円	267,658百万円
H 4 6	523,315百万円	176,681百万円	362,220百万円	95,925百万円	266,295百万円
H 4 7	522,578百万円	176,438百万円	361,643百万円	95,773百万円	265,870百万円
H 4 8	518,783百万円	175,045百万円	358,845百万円	95,032百万円	263,813百万円
H 4 9	516,410百万円	174,087百万円	356,858百万円	94,505百万円	262,353百万円
H 5 0	513,654百万円	173,204百万円	354,818百万円	93,965百万円	260,853百万円
H 5 1	512,634百万円	172,822百万円	354,156百万円	93,790百万円	260,366百万円
H 5 2	508,230百万円	171,198百万円	350,822百万円	92,907百万円	257,915百万円
H 5 3	506,666百万円	170,588百万円	349,565百万円	92,574百万円	256,991百万円
H 5 4	504,566百万円	169,827百万円	347,841百万円	92,117百万円	255,724百万円
H 5 5	503,984百万円	169,462百万円	347,336百万円	91,984百万円	255,352百万円
H 5 6	500,025百万円	168,171百万円	344,636百万円	91,269百万円	253,367百万円
H 5 7	497,562百万円	167,222百万円	342,739百万円	90,766百万円	251,973百万円
H 5 8	495,422百万円	166,494百万円	341,247百万円	90,371百万円	250,876百万円
H 5 9	494,859百万円	166,271百万円	340,795百万円	90,252百万円	250,543百万円
H 6 0	490,936百万円	164,802百万円	337,689百万円	89,429百万円	248,260百万円
H 6 1	488,795百万円	164,058百万円	336,271百万円	89,053百万円	247,218百万円
H 6 2	134,159百万円	39,252百万円	81,645百万円	21,622百万円	60,023百万円

別紙 6 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	589,562百万円
H 1 9	599,122百万円
H 2 0	585,472百万円
H 2 1	477,225百万円
H 2 2	471,306百万円
H 2 3	557,195百万円
H 2 4	577,795百万円
H 2 5	588,656百万円
H 2 6	596,450百万円
H 2 7	606,089百万円
H 2 8	606,635百万円
H 2 9	605,981百万円
H 3 0	671,412百万円
H 3 1	679,732百万円
H 3 2	684,958百万円
H 3 3	683,606百万円
H 3 4	682,582百万円
H 3 5	683,971百万円
H 3 6	681,657百万円
H 3 7	681,194百万円
H 3 8	680,732百万円
H 3 9	682,119百万円
H 4 0	679,809百万円
H 4 1	679,347百万円
H 4 2	678,885百万円
H 4 3	678,226百万円
H 4 4	673,894百万円
H 4 5	671,399百万円
H 4 6	668,904百万円
H 4 7	668,218百万円
H 4 8	663,914百万円
H 4 9	661,418百万円
H 5 0	658,923百万円
H 5 1	658,209百万円
H 5 2	653,933百万円
H 5 3	651,641百万円
H 5 4	649,349百万円
H 5 5	648,815百万円
H 5 6	644,767百万円
H 5 7	642,476百万円
H 5 8	640,184百万円
H 5 9	639,625百万円
H 6 0	635,603百万円
H 6 1	633,311百万円
H 6 2	222,060百万円

別紙 7 を次のとおり改める。

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(13)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、口の均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種	区間	普通区間	大都市近郊区間	恵那山特別区間	飛騨特別区間
軽自動車等		19.68	23.616	31.488	31.488
普通車		24.6	29.52	39.36	39.36
中型車		29.52	35.424	47.232	47.232
大型車		40.59	48.708	64.944	64.944
特大車		67.65	81.18	108.24	108.24

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「恵那山特別区間」及び「飛騨特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間を、「飛騨特別区間」とあるのは、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(八) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道302号(伊勢湾岸道路)(以下「伊勢湾岸道路」という。)、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))(以下「首都圏中央連絡自動車道」という。))又は一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から関市まで)(以下「東海環状自動車道」という。))が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$L R + L 'n R 'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L 'n})(L R + L 'n R 'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L 'n})(L R + L 'n R 'n) + 150$

(注1) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n：大都市近郊区間(n1)、恵那山特別区間(n2)又は飛騨特別区間(n3)のキロ程(単位：キロメートル)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n：大都市近郊区間(n1)、恵那山特別区間(n2)又は飛騨特別区間(n3)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

八) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下「調整額」という。)が(B)に掲げる料金の額以上となる場合には、イ)から八)の規定にかかわらず(C)の額を適用するものとする。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ)から二)に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

ヘ) 複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)及び八)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、ロ)からホ)に定める方法により算出した額と伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

道路名	区 間	距 離
首都圏中央連絡自動車道	海老名北インターチェンジ から 八王子ジャンクションまで	26.9 キロメートル
	八王子ジャンクションから あきる野インターチェンジ まで	9.6 キロメートル
伊勢湾岸道路	東海インターチェンジ から 飛島インターチェンジ まで	6.1 キロメートル
東海環状自動車道	豊田東ジャンクションから 土岐ジャンクションまで	39.8 キロメートル
	土岐ジャンクションから 関広見インターチェンジ まで	36.1 キロメートル

ト) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ) 及びハ) に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

チ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートル以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートルを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートルを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ(以下「D'インターチェンジ」という。)にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB: AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)ハ)ニ)ホ)へ)ト)及びチ)により算出した料金の額

AD: AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)ハ)ニ)ホ)へ)

- ト) 及びチ) により算出した料金の額
- BD: BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
- CD: CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
- AD': AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
- BD': BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
- CD': CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額

(注2)(B)の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定第9条に定める貸付料(以下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

ロ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中央自動車道 富士吉田線	高井戸インターチェンジから 八王子インターチェンジまで	500	600	700	1,000	1,650
近畿自動車道 名古屋亀山線	高針ジャンクションから 名古屋西インターチェンジまで	400	500	600	800	1,200

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道1号(新湘南バイパス)(以下「新湘南バイパス」という。)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

イ. 普通車

				藤 沢
			茅ヶ崎中央	300
		茅ヶ崎西	100	300
		茅ヶ崎海岸	200	400
平 塚				
大 磯	300		400	600

ロ. 大型車

				藤 沢
			茅ヶ崎中央	460
		茅ヶ崎西	150	460
		茅ヶ崎海岸	300	610
平 塚				
大 磯	460		610	920

八．特大車

				茅ヶ崎中央	藤 沢
			茅ヶ崎西	360	1,150
		茅ヶ崎海岸		720	1,510
	平 塚				
大 磯	1,150			1,510	2,300

(注1) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

(注2) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(注3) 茅ヶ崎海岸インターチェンジ、平塚インターチェンジ及び大磯インターチェンジと各インターチェンジの料金の額については供用開始の日から適用する。

一般国道1号(西湘バイパス)(以下「西湘バイパス」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

料金所	車種				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
橋	200	250	300	400	700
国府津	100	150	200	250	400
石 橋	150	200	250	350	550

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道138号(東富士五湖道路)(以下「東富士五湖道路」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

区 間		車 種		
		普 通 車	大 型 車	特 大 車
全 線		1,040	1,560	3,780
一 部 線	A 区 間	520	780	1,890
	B 区 間	520	780	1,890

(注1) A区間とは、山梨県富士吉田市上吉田(起点)から同県同郡山中湖村山中までの区間を、B区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走(終点)までの区間をいう。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

(注3) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道271号(小田原厚木道路)(以下「小田原厚木道路」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
全線		600	700	700	1,100	1,900
一 部 線	A 区 間	300	350	350	550	950
	B 区 間	300	350	350	550	950

(注1) A区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。

B区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。

(注2) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

伊勢湾岸道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			飛 島
		名 港 中 央	250
	名 港 潮 見	250	500
東 海	200	450	700

ロ 普通車

			飛 島
		名 港 中 央	300
	名 港 潮 見	350	600
東 海	250	550	850

ハ 中型車

			飛 島
		名 港 中 央	350
	名 港 潮 見	400	750
東 海	300	700	1,000

ニ 大型車

			飛 島
		名 港 中 央	450
	名 港 潮 見	550	1,000
東 海	400	950	1,400

ホ 特大車

			飛 島
		名 港 中 央	750
	名 港 潮 見	950	1,700
東 海	650	1,600	2,350

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

首都圏中央連絡自動車道における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

東海環状自動車道における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

													美濃関	関広見
													ジャンクション	100
												富加関	200	300
												美濃加茂	400	500
												可児御嵩	250	750
												土岐	300	1,050
												ジャンクション	400	1,100
												土岐南	650	1,350
												多治見	850	1,400
												せと品野	1,050	1,550
												せと赤津	1,200	1,700
												豊田藤岡	1,350	1,800
												豊田勤八	1,500	1,900
												鞍ヶ池	1,600	2,000
												豊田松平	1,700	2,100
												スマート	1,800	2,200
												豊田東	1,900	2,300
												ジャンクション	1,900	2,350
												豊田東	1,900	2,350
												ジャンクション	1,900	2,350

ロ 普通車

														美濃関	関広見
														ジャンクション	100
													富加関	250	350
													美濃加茂	500	600
												可児御嵩	350	900	
												土岐	400	1,300	
												ジャンクション	500	1,400	
												土岐南	800	1,700	
												多治見	1,050	1,900	
												せと品野	1,200	2,000	
												せと赤津	1,450	2,100	
												豊田藤岡	1,600	2,200	
												豊田勤八	1,700	2,300	
												鞍ヶ池	1,850	2,400	
												豊田松平	1,950	2,500	
												スマート	2,100	2,600	
												豊田東	2,200	2,700	
												ジャンクション	2,300	2,800	
												豊田東	2,300	2,800	
												ジャンクション	2,300	2,800	

ハ 中型車

															美濃関	関広見
															ジャンクション	150
														富加関	300	450
													美濃加茂	550	700	
												可児御嵩	400	1,100		
												土岐	450	1,550		
												ジャンクション	600	1,650		
												土岐南	1,000	2,000		
												多治見	1,250	2,100		
												せと品野	1,450	2,300		
												せと赤津	1,700	2,400		
												豊田藤岡	1,950	2,500		
												豊田勤八	2,000	2,600		
												鞍ヶ池	2,200	2,700		
												豊田松平	2,300	2,800		
												スマート	2,400	2,900		
												豊田東	2,500	3,000		
												ジャンクション	2,600	3,100		
												豊田東	2,700	3,200		
												ジャンクション	2,800	3,300		

二 大型車

														関広見
														美濃関
														ジャンクション
														200
														400
														600
														950
														1,500
														2,150
														2,300
														2,800
														2,900
														3,250
														3,450
														3,600
														3,750
														3,900
豊田東														
ジャンクション	200	400	600	900	1,350	1,550	2,150	2,350	2,800	3,200	3,450	3,750	3,900	

ホ 特大車

														関広見
														美濃関
														ジャンクション
														300
														700
														1,000
														1,600
														2,500
														3,550
														3,850
														4,650
														4,850
														5,400
														5,800
														6,050
														6,250
														6,500
豊田東														
ジャンクション	350	650	950	1,500	2,300	2,550	3,600	3,900	4,650	5,350	5,750	6,250	6,500	

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(2) 割引制度

マイレージ割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動車料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動車料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(平成20年12月1日。以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう(以下同じ。)

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(14)から(20)までに定める路線(以下「一般有料道路」という。)

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については、料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数(別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。)に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ)及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

なお、上記にいう「ETCコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」と

いう。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう(以下同じ。)

□ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、利用者の自動車1台毎の月間利用額(東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社(以下「2会社」という。))が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	15パーセント
3万円を超える部分	20パーセント

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額(2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。)の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額(2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。)が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

なお、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間は、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が450万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が2万7千円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5パーセントの割引を行う。ただし、上記10パーセントの割引の適用を受ける利用者を除く。

ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード(中日本高速道路会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

□ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)

□ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成20年10月14日から平成30年3月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日(以下「休日」という。)以外の日(以下「平日」という。)についての割引率は50パーセントとする(平成21年4月29日から平成23年3月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。)

なお、本割引適用後の料金の額は(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)(1)ロに定める均一制を適用する区間(以下「均一制区間」という。)又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

ハ その他

新湘南バイパス、西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年

3月28日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。

通勤割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間（距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）を通行し（大都市近郊区間のみを通行を除く。）かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は一般国道139号（西富士道路）（以下「西富士道路」という。）を含む場合。
第一東海自動車道と一般国道16号（八王子バイパス）（以下「八王子バイパス」という。）を、第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ又は厚木インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と八王子バイパスを、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東海北陸自動車道と一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））（以下「安房峠道路」という。）を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に通勤割引が適用される場合に限る。）
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に通勤割引が適用される場合に限る。）

(ロ) 均一制区間等

均一制区間（近畿自動車道名古屋亀山線に限る。）又は別添6のうちDに掲げる高速道路を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。
西湘バイパスと一般国道1号（箱根新道）（以下「箱根新道」という。）を、西湘バイパスの箱根口インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
小田原厚木道路と八王子バイパスを、小田原厚木道路の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（近畿自動車道名古屋亀山線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA及びDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じ

る場合には、24捨25入により、50円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2) \times t$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

八 その他

西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年3月28日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。

通勤割引（距離制限緩和）

イ 割引をする自動車

対距離制区間、均一制区間（近畿自動車道名古屋亀山線に限る。）又は別添6のうちA若しくはDに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみを除外。）かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車（平成23年4月1日から平成24年4月12日までの間については平日に通行する場合に限る。）

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する通勤割引（距離制限緩和）を含む。）の適用を受けた後、一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、イ（イ）又はイ（ロ）の表に定める場合（安房峠道路に関するただし書きの適用については、「通勤割引」を「通勤割引（距離制限緩和）」と読み替えるものとする。）についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

（イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（近畿自動車道名古屋亀山線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA及びDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

（ロ）割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金及び別添6のうちAに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 50) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \text{（単位：パーセント）}$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

(八) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t + P + P' \times 0.5$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t$ 又は $P' \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d：(ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

八 適用する期間

平成21年7月8日から平成24年4月12日までとする。

早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

大都市近郊区間又は別添6のうちB若しくはCに掲げる高速道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、中央自動車道富士吉田線のうち均一制区間の距離については、通行区間のいかにかわらず、一律8.8キロメートルとして取り扱うものとする。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)又は別添6のうちEに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)の通行料金並びに別添6のうちB、C及びEに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちB、C若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(新湘南バイパスについては、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

八 その他

新湘南バイパスについては、平成21年3月28日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。

平日夜間割引

イ 割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前0時までの間(平成21年3月30日から平成23年3月31日までについては、平日の午前4時から午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間。)に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

八 適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日までとする。

二 その他

新湘南バイパス、西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年3月30日から本割引を適用する。

平日昼間割引

イ 割引をする自動車

対距離制区間、均一制区間(近畿自動車道名古屋亀山線に限る。)又は別添6のうちA若しくはDに掲げる高速道路を通行し(大都市近郊区間のみを通行を除く。)かつ、平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

(イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間(近畿自動車道名古屋亀山線に限る。)の通行料金並びに別添6のうちA及びDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

(ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金及び別添6のうちAに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 30) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2: 別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程(単位: キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t + P + P' \times 0.7$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程(単位: キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位: キロメートル)

P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位: 円)

P' : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額(単位: 円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、

(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times (1 - d) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times (1 - d) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合には、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)。

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)。

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)。

P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)。

P' : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)。

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

R'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

八 適用する期間

平成21年7月8日から平成23年3月31日までとする。

休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間を通行し(大都市近郊区間のみを除外)かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前9時から午後5時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときは除く。

なお、イ(イ)の表に定める場合(安房峠道路に関するただし書きの適用については、「通勤割引」を「休日昼間割引」と読み替えるものとする。)についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間(近畿自動車道名古屋亀山線に限る。)又は別添6のうちDに掲げる高速道路を通行し、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前9時から午後5時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときは除く。

なお、イ(ロ)の表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間(近畿自動車道名古屋亀山線に限る。)の通行料金並びに別添6のうちA及びDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じ

る場合には、24捨25入により、50円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2) \times t$$

(注)上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

八 適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日までとする。

二 その他

西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年3月28日から割引を適用する。

休日特別割引

イ 割引をする自動車

休日、平成21年11月2日、平成22年2月12日、平成22年4月30日、平成22年9月24日、平成22年11月22日、平成22年12月24日及び平成23年1月3日に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率

(イ) 普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）均一制区間（近畿自動車道名古屋亀山線に限る。）並びに別添6のうちA、D及びEに掲げる高速道路に適用する。ただし、(八)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、D若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ただし、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額及び別添6のうちAに掲げる各高速道路の上記算出後の額を合算した額、均一制区間の上記算出後の額又は別添6のうちD若しくはEに掲げる各高速道路の上記算出後の額それぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

(ロ) 大都市近郊区間等

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間に限る。）均一制区間（中央自動車道富士吉田線に限る。）並びに別添6のうちB及びCに掲げる高速道路に適用する。ただし、(八)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちB若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(ハ) 普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ) 夜間

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場

合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路に適用した算出額と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計算式により算出した額とのうちいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$aLR \times 0.5 \times t + 1000 + P \times 0.5$$

ただし、上記式において、 $aLR \times 0.5 \times t$ 又は $P \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
- L : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
- P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
- R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- t : 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ) 昼間

午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。ただし、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、イ)を適用したときの算出額を下回る場合には、当該算出額と同額とする。

$$A \quad (a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2 \times 0.7) + 75) \times t + P \times 0.5 + P' \times 0.7$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2 \times 0.7) + 75) \times t$ 、 $P \times 0.5$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B \quad a' L'2R'2 \times 0.7 \times t + 1000 + P' \times 0.7$$

ただし、上記式において、 $a' L'2R'2 \times 0.7 \times t$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、a'、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
- a' : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
- L : 普通区間のキロ程（単位：キロメートル）
- L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）
- L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
- P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
- P' : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
- R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- R'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- t : 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

(二) 普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合(二以上の場合に該当し得るときを含む。)におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額(下記A又はBに限る。)を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする。ただし、平成21年4月29日から中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

A (イ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額。

B (ハ)イ)又はロ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$a L R d t + P d$$

ただし、上記式において、a L R d t又はP dの別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、d、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し0.75を加算した値。
- d : 本割引適用後の料金の額を(ハ)イ)の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を(ハ)ロ)の定めにより算出した場合は0.7。
- L : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)
- P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)
- R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間(近畿自動車道名古屋亀山線に限る。)西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は西富士道路を含む場合。
第一東海自動車道と中央自動車道富士吉田線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線(以下「東北縦貫自動車道弘前線」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを經由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線(以下「関越自動車道新潟線」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを經由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道常磐自動車道(以下「常磐自動車道」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを經由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東関東自動車道水戸線(以下「東関東自動車道水戸線」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道14号(京葉道路)(以下「京葉道路」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)(以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ(キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同

じ。)又は浮島インターチェンジ(キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。)を經由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを經由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを經由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを經由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを經由して通行する場合。
西湘バイパスと箱根新道を、西湘バイパスの箱根口インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

八 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路について(イ)から(ハ)の定めにより算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

二 適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日までとする。

特別区間等における割引

イ 割引をする自動車

ETC車。

ロ 割引率等

(イ) 恵那山特別区間及び飛騨特別区間

割引額は次表のとおりとし、(1)イ(ロ)イ)Aの表中に定める恵那山特別区間及び飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

(単位：円)

区間	恵那山特別区間	飛騨特別区間
軽自動車等	9.447	9.447
普通車	11.808	11.808
中型車	14.17	14.17
大型車	19.484	19.484
特大車	32.472	32.472

(ロ) 首都圏中央連絡自動車道

割引額は次表のとおりとし、(1) に定める首都圏中央連絡自動車道の料金の額を減じるものとする。

イ 軽自動車等

			海老名南
		寒川北	-
	寒川南	-	-
西久保 ジャンクション	-	-	50

					あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川 ジャンクション	桶川	菖蒲白岡	久喜白岡 ジャンクション		
八王子西					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
八王子 ジャンクション					-	-	-	-	100	300	400	400	400	400	400	500	600		
八王子南					-	-	-	-	100	300	400	400	400	400	400	500	600		
城山					-	-	-	-	150	350	400	400	400	400	400	550	600		
相模原					-	-	-	-	50	200	350	400	400	400	500	650	700		
圏央厚木					-	-	50	100	100	100	100	150	100	250	450	500	500	650	700
海老名北	-	-	-	200	250	250	250	250	250	250	400	550	600	600	650	700	700		

ロ 普通車

			海老名南
		寒川北	-
	寒川南	-	-
西久保 ジャンクション	-	-	100

					あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川 ジャンクション	桶川	菖蒲白岡	久喜白岡 ジャンクション			
八王子西					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
八王子 ジャンクション					-	-	-	-	150	400	500	500	500	500	500	650	750			
八王子南					-	-	-	-	150	400	500	500	500	500	500	650	750			
城山					-	-	-	-	200	400	500	500	500	500	600	800	800			
相模原					-	-	-	-	50	200	450	500	500	550	700	800	800			
圏央厚木					-	-	50	150	150	150	150	150	200	200	350	550	600	650	700	800
海老名北	-	-	-	250	350	350	350	350	350	350	500	700	750	800	800	800	800			

八 中型車

			海老名南
		寒川北	-
	寒川南	-	-
西久保 ジャンクション	-	-	100

				あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川 ジャンクション	桶川	菫蒲白岡	久喜白岡 ジャンクション			
八王子西				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
八王子 ジャンクション				-	-	-	-	150	500	600	600	600	600	700	850	850	850		
八王子南				-	-	-	-	150	500	600	600	600	600	650	850	850	850		
城山				-	-	-	-	250	550	600	600	600	650	850	900	900	900		
相模原				-	-	-	-	50	250	500	600	700	800	900	900	900	900	900	
圏央厚木				-	-	50	150	150	150	200	250	400	650	750	900	900	900	900	900
海老名北	-	-	-	300	400	400	400	400	400	400	600	850	900	900	900	900	900	900	

二 大型車

			海老名南
		寒川北	-
	寒川南	-	-
西久保 ジャンクション	-	-	150

				あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川 ジャンクション	桶川	菫蒲白岡	久喜白岡 ジャンクション				
八王子西				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
八王子 ジャンクション				-	-	-	-	200	650	800	800	800	800	800	800	1,050	1,250			
八王子南				-	-	-	-	200	650	800	800	800	800	800	800	1,050	1,250			
城山				-	-	-	-	300	650	800	800	800	800	900	1,200	1,400	1,400			
相模原				-	-	-	-	350	650	800	800	850	1,100	1,350	1,400	1,400	1,400	1,400		
圏央厚木				-	-	100	200	250	250	250	300	300	550	900	1,000	1,000	1,100	1,400	1,400	1,400
海老名北	-	-	-	400	550	550	550	550	550	550	800	1,150	1,250	1,250	1,350	1,400	1,400	1,400	1,400	

ホ 特大車

			海老名南
		寒川北	-
	寒川南	-	50
西久保 ジャンクション	-	-	250

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川 ジャンクション	桶川	菖蒲白岡	久喜白岡 ジャンクション
					八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				八王子 ジャンクション	-	-	-	-	-	-	400	1,150	1,400	1,400	1,400	1,400	1,800	1,850	1,850
				八王子南	-	-	-	-	-	-	400	1,150	1,400	1,400	1,400	1,400	1,750	1,850	1,850
			城山	-	-	-	-	-	-	-	550	1,200	1,400	1,400	1,400	1,850	1,950	1,950	1,950
		相模原	-	-	-	-	-	-	-	200	700	1,250	1,450	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
	圏央厚木	-	-	150	400	400	400	400	500	650	1,150	1,700	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
海老名北	-	-	50	700	950	950	950	950	950	1,050	1,550	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950

(注1) 上記のうち、あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間については、東日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

(注2) 供用されていない区間の割引額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

(八) 伊勢湾岸道路における割引

割引率は30パーセントとし、伊勢湾岸道路の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

八 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ(イ)から(八)の定めにより本割引(2会社が適用する特別区間等における割引を含む。)を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

二 適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日までとする。

休日夜間割引

イ 割引をする自動車

次表に掲げるインターチェンジを流出し、かつ、休日の午後10時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

第一東海自動車道	東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
近畿自動車道名古屋亀山線	四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
近畿自動車道名古屋神戸線	みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道西宮線	栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	草津田上インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号及び478号(京滋バイパス)	各インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号(第二京阪道路)	起点、巨椋池インターチェンジ、八幡東インターチェンジ又は枚方東インターチェンジ。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

八 適用する期間

平成21年4月4日から平成23年3月31日までとする。

第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ 割引をする自動車

第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋亀山線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後11時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成30年3月31日までの平日の前日についての割引率は50パーセントとする(平成23年3月31日までの間については休日の前日についても割引率を50パーセントとする。)

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各

高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

八 適用する期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日までとする。

首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

(イ)から(ホ)に定める各インターチェンジ相互間を通行するETC車。なお、AからEのインターチェンジは二に定めるところによる。

(イ) AインターチェンジとCインターチェンジ相互間

(ロ) AインターチェンジとDインターチェンジ相互間

(ハ) AインターチェンジとEインターチェンジ相互間

(ニ) BインターチェンジとCインターチェンジ相互間

(ホ) BインターチェンジとDインターチェンジ相互間

ロ 割引額

割引額は150円(イ(ロ)及び(ホ)に定めるインターチェンジ相互間の通行については300円。)とし、高速国道の通行料金に適用する。

八 適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日までとする。

二 対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ(あきる野インターチェンジを含まない。)
Bインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ。
Cインターチェンジ	第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ及び中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Dインターチェンジ	中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。
Eインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

東海環状自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

二に定めるAインターチェンジとBインターチェンジ相互間を通行するETC車。

ロ 割引額

割引額は150円とし、高速国道の通行料金に適用する。

八 適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日までとする。

二 対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	東海環状自動車道の各インターチェンジ。
Bインターチェンジ	第一東海自動車道の豊田インターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジから名古屋南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び一宮インターチェンジ。

近畿自動車道名古屋亀山線等における乗継利用割引

イ 割引をする自動車

第一東海自動車道、近畿自動車道名古屋亀山線のうち名古屋インターチェンジから高針インターチェンジまでの区間及び名古屋高速道路名古屋市道高速四谷高針線の3路線を連続して通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道名古屋亀山線の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日までとする。

中央自動車道富士吉田線における短区間割引

イ 割引をする自動車

均一制区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)のうち、高井戸インターチェンジから調布インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、国立府中インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間又は高井戸インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間を通行するETC車。

ロ 割引額

均一制区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)の料金の額から、次表に掲げる額(単位:円)を差し引くものとする。

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸～調布	150	200	250	450	850
高井戸～稲城	100	150	150	350	650
高井戸～国立府中	-	-	-	-	50
調布～稲城	300	350	450	700	1,300
調布～国立府中	100	150	200	350	700
国立府中～八王子	100	150	200	400	750

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日までとする。

特定区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原西インターチェンジ又は荻窪インターチェンジから小田原東インターチェンジまでの区間のみを通行する自動車

ロ 割引額

A区間の料金の額から次表に掲げる額(単位:円)を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	100	100	150	250

高速国道との連続利用割引

イ 割引をする自動車

伊勢湾岸道路を全線利用し、かつ、当該道路と接続する高速国道を連続して利用する自動車。

ロ 割引額

伊勢湾岸道路の全線料金の額から次表に掲げる額(単位:円)を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	150	150	250	350

② ETC短区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原東インターチェンジから大磯インターチェンジまでの区間内を通行するETC車又は同道路のB区間内において大磯インターチェンジから平塚インターチェンジまでの区間のみを通行するETC車。

□ 割引額

A区間又はB区間の料金の額から次表に掲げる額(単位:円)を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	50	50	50	100	150

八 その他

- イ) 本割引については、平成23年3月31日まで試行的に実施する。なお、本割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。
- ロ) 本割引の本格実施に当たっては、負担の公平及び公正妥当の観点から小田原厚木道路における無料区間の取扱を含めた料金体系の見直しを図ることとし、これについても上記イ)の検討に併せて検討を行うものとする。

②障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

□ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

③乗合型自動車(定期路線)割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

□ 割引率

割引率は30パーセントとする。

②4 休日バス割引

イ 割引をする自動車

休日に高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年7月4日から平成23年3月31日までとする。

②5 平成21年度お盆期間特別割引（ ）

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率

ロに定める割引率を適用する。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

ハに定める特例を適用する。

ニ 適用する期間

平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。

②6 平成21年度お盆期間特別割引（ ）

イ 割引をする自動車

高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。

②7 平成21年度お盆期間特別割引（ ）

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、中型車（新湘南バイパス又は東富士五湖道路においては、別添1-2のうちイからチに該当する自動車。）大型車又は特大車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパス又は東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年8月3日から平成21年8月5日まで、平成21年8月10日から平成21年8月12日まで、平成21年8月17日及び平成21年8月18日とする。

㉘乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために一般有料道路を通行する別添1-1又は別添1-2に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

㉙割引相互間の適用関係

イ から並びに㉕及び㉗に定める割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ロ から㉗に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

㉚企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) 中日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制区間を除く)を連続して通行する場合の料金の額は、(1) イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また、(1) について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月15日までとする。

別添 1 - 1

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量25トン以下で4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ロ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びロに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別添 1 - 2

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの連結車両と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路線名	区間
第一東海自動車道	東京インターチェンジから 厚木インターチェンジまで
第二東海自動車道 横浜名古屋線	海老名南インターチェンジから 厚木南インターチェンジまで

								多治見	小牧東	小牧 ジャンクション
										7.1
						土岐			8.1	15.2
					土岐	ジャンクション		6.3	14.4	21.5
			瑞浪				2.5	8.8	16.9	24.0
		恵那			4.5	7.0	13.3	21.4	28.5	
	中津川		18.1	22.6	25.1	31.4	39.5	46.6		
	園原		9.4	27.5	32.0	34.5	40.8	48.9	56.0	
		22.0	31.4	49.5	54.0	56.5	62.8	70.9	78.0	
飯田山本	-	31.6	41.0	59.1	63.6	66.1	72.4	80.5	87.6	
飯田	-	36.8	46.2	64.3	68.8	71.3	77.6	85.7	92.8	
松川	-	52.3	61.7	79.8	84.3	86.8	93.1	101.2	108.3	
駒ヶ根	-	67.7	77.1	95.2	99.7	102.2	108.5	116.6	123.7	
伊那	-	82.8	92.2	110.3	114.8	117.3	123.6	131.7	138.8	
伊北	-	92.3	101.7	119.8	124.3	126.8	133.1	141.2	148.3	
岡谷 ジャンクション	-	106.2	115.6	133.7	138.2	140.7	147.0	155.1	162.2	
諏訪	-	116.3	125.7	143.8	148.3	150.8	157.1	165.2	172.3	
諏訪南	-	127.4	136.8	154.9	159.4	161.9	168.2	176.3	183.4	
小淵沢	-	140.0	149.4	167.5	172.0	174.5	180.8	188.9	196.0	
長坂	-	148.2	157.6	175.7	180.2	182.7	189.0	197.1	204.2	
須玉	-	156.9	166.3	184.4	188.9	191.4	197.7	205.8	212.9	
葦崎	-	163.9	173.3	191.4	195.9	198.4	204.7	212.8	219.9	
双葉 ジャンクション	-	168.4	177.8	195.9	200.4	202.9	209.2	217.3	224.4	
双葉 スマート	-	170.1	179.5	197.6	202.1	204.6	210.9	219.0	226.1	
甲府昭和	-	175.1	184.5	202.6	207.1	209.6	215.9	224.0	231.1	
甲府南	-	182.7	192.1	210.2	214.7	217.2	223.5	231.6	238.7	
一宮御坂	-	192.0	201.4	219.5	224.0	226.5	232.8	240.9	248.0	
勝沼	-	198.2	207.6	225.7	230.2	232.7	239.0	247.1	254.2	
大月 ジャンクション	-	216.9	226.3	244.4	248.9	251.4	257.7	265.8	272.9	

東海北陸自動車道（一宮ジャンクション・小矢部砺波ジャンクション間）

																			小矢部砺波 ジャンクション
																			11.1
																			16.3
																			27.4
																			42.6
																			67.5
																			86.5
																			93.3
																			100.4
																			108.4
																			118.8
																			125.0
																			135.2
																			153.7
																			159.3
																			171.5
																			177.1
																			180.9
一宮ジャンクション・ 西尾張	1.0	-	7.7	13.3	25.5	31.1	32.4	49.6	59.8	66.0	76.4	84.4	91.5	98.3	117.3	142.2	157.4	173.7	184.8

第二東海自動車道横浜名古屋線（海老名南・東海間）

																			引佐																			
																			引佐	1.7																		
																			引佐	15.6	17.3																	
																			引佐	12.1	27.7	29.4																
																			引佐	16.9	29.0	44.6	46.3															
																			引佐	15.0	31.9	44.0	59.6	61.3														
																			引佐	18.6	33.6	50.5	62.6	78.2	79.9													
																			引佐	13.7	32.3	47.3	64.2	76.3	91.9	93.6												
																			引佐	2.7	11.0	29.6	44.6	61.5	73.6	89.2	90.9											
																			引佐	1.8	4.5	9.2	27.8	42.8	59.7	71.8	87.4	89.1										
																			引佐	9.4	11.2	13.9	18.6	37.2	52.2	69.1	81.2	96.8	98.5									
																			引佐	14.4	23.8	25.6	28.3	33.0	51.6	66.6	83.5	95.6	111.2	112.9								
																			引佐	20.3	34.7	44.1	45.9	48.6	53.3	71.9	86.9	103.8	115.9	131.5	133.2							
																			引佐	13.2	33.5	47.9	57.3	59.1	61.8	66.5	85.1	100.1	117.0	129.1	144.7	146.4						
																			引佐	7.1	20.3	40.6	55.0	64.4	66.2	68.9	73.6	92.2	107.2	124.1	136.2	151.8	153.5					
																			引佐	25.2	32.3	45.5	65.8	80.2	89.6	91.4	94.1	98.8	117.4	132.4	149.3	161.4	177.0	178.7				
																			引佐	12.8	38.0	45.1	58.3	78.6	93.0	102.4	104.2	106.9	111.6	130.2	145.2	162.1	174.2	189.8	191.5			
																			引佐	2.4	15.2	40.4	47.5	60.7	81.0	95.4	104.8	106.6	109.3	114.0	132.6	147.6	164.5	176.6	192.2	193.9		
																			引佐	4.3	6.7	19.5	44.7	51.8	65.0	85.3	99.7	109.1	110.9	113.6	118.3	136.9	151.9	168.8	180.9	196.5	198.2	
																			引佐	1.5	5.8	8.2	21.0	46.2	53.3	66.5	86.8	101.2	110.6	112.4	115.1	119.8	138.4	153.4	170.3	182.4	198.0	199.7

										大府	東海
									名古屋		3.6
								豊明	南	1.5	5.1
							豊田南		5.3	6.8	10.4
						豊田		7.6	12.9	14.4	18.0
					豊田東	ジャンクション	7.6	15.2	20.5	22.0	25.6
				豊田東		1.9	9.5	17.1	22.4	23.9	27.5
		額田	ジャンクション		3.1	5.0	12.6	20.2	25.5	27.0	30.6
	新城			16.7	19.8	21.7	29.3	36.9	42.2	43.7	47.3
	三ヶ日		26.1	42.8	45.9	47.8	55.4	63.0	68.3	69.8	73.4
	ジャンクション	25.1	51.2	67.9	71.0	72.9	80.5	88.1	93.4	94.9	98.5
引佐	11.0	14.1	40.2	56.9	60.0	61.9	69.5	77.1	82.4	83.9	87.5
引佐 ジャンクション	12.7	12.4	38.5	55.2	58.3	60.2	67.8	75.4	80.7	82.2	85.8
浜北	28.3	28.0	54.1	70.8	73.9	75.8	83.4	91.0	96.3	97.8	101.4
森掛川	40.4	40.1	66.2	82.9	86.0	87.9	95.5	103.1	108.4	109.9	113.5
金谷	57.3	57.0	83.1	99.8	102.9	104.8	112.4	120.0	125.3	126.8	130.4
藤枝岡部	72.3	72.0	98.1	114.8	117.9	119.8	127.4	135.0	140.3	141.8	145.4
静岡	90.9	90.6	116.7	133.4	136.5	138.4	146.0	153.6	158.9	160.4	164.0
尾羽 ジャンクション	104.6	104.3	130.4	147.1	150.2	152.1	159.7	167.3	172.6	174.1	177.7
伊佐布	101.9	101.6	127.7	144.4	147.5	149.4	157.0	164.6	169.9	171.4	175.0
吉原 ジャンクション	100.1	99.8	125.9	142.6	145.7	147.6	155.2	162.8	168.1	169.6	173.2
清水	109.5	109.2	135.3	152.0	155.1	157.0	164.6	172.2	177.5	179.0	182.6
富士	123.9	123.6	149.7	166.4	169.5	171.4	179.0	186.6	191.9	193.4	197.0
長泉沼津	144.2	143.9	170.0	186.7	189.8	191.7	199.3	206.9	212.2	213.7	217.3
御殿場 ジャンクション	157.4	157.1	183.2	199.9	203.0	204.9	212.5	220.1	225.4	226.9	230.5
御殿場	164.5	164.2	190.3	207.0	210.1	212.0	219.6	227.2	232.5	234.0	237.6
秦野	189.7	189.4	215.5	232.2	235.3	237.2	244.8	252.4	257.7	259.2	262.8
伊勢原北	202.5	202.2	228.3	245.0	248.1	250.0	257.6	265.2	270.5	272.0	275.6
伊勢原 ジャンクション	204.9	204.6	230.7	247.4	250.5	252.4	260.0	267.6	272.9	274.4	278.0
厚木南	209.2	208.9	235.0	251.7	254.8	256.7	264.3	271.9	277.2	278.7	282.3
海老名南	210.7	210.4	236.5	253.2	256.3	258.2	265.8	273.4	278.7	280.2	283.8

近畿自動車道尾鷲多気線（紀伊長島・勢和多気間）

		大宮	勢和
	紀勢	大台	多気
紀伊長島	大内山	10.4	23.8
	10.3	20.7	34.1

近畿自動車道敦賀線（小浜・敦賀ジャンクション間）

			美浜	敦賀
		三方	ジャンクション	
	上中		7.2	20.2
小浜		9.2	16.4	29.4
	9.6	18.8	26.0	39.0

別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

別添 6

A	一般国道 3 0 2 号 (伊勢湾岸道路)
	一般国道 4 7 5 号 (東海環状自動車道)
B	一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで)
C	一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで)
D	一般国道 1 号 (西湘バイパス)
	一般国道 1 3 8 号 (東富士五湖道路)
	一般国道 2 7 1 号 (小田原厚木道路)
E	一般国道 1 号 (新湘南バイパス)

動車道連続割引、近畿自動車道名古屋亀山線等における乗継利用割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、E T C短区間割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引（ ）平成21年度お盆期間特別割引（ ）及び平成21年度お盆期間特別割引（ ）を指すものとし、縦と横の交点の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

（2）重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	高速国道との連続利用割引
2	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、近畿自動車道名古屋亀山線等における乗継利用割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、障害者割引、平成21年度お盆期間特別割引（ ）又は平成21年度お盆期間特別割引（ ）
3	特定区間割引又はE T C短区間割引
4	乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引（ ）
5	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はE T C前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 8 月 1 0 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長 矢 野 弘 典